昭和59年度

事　業　計　画

昭和59年4月

国際協力事業団
筑波インターナショナルセンター(TBIC)

000
36
TTC

国際協力事業団
受入月日 '85. 8. 31 | 000
登録No. 11903 | 36
TTC

はしがき

本書は，事業団内部の関係者に筑波インターナショナルセンターの昭和５９年度事業計画を紹介し，併せてセンター職員の執務参考書として作成したものである。

所　　長

JICA LIBRARY
1012632[4]

目　次

◎ 昭和５９年度事業計画

〔研修事業〕

1. 研修員受入 …… 1
2. 日本語研修 …… 2
3. コンピューター講習会 …… 2
4. 文化講座，科学講座（新規計画） …… 3
5. 地域研究会（新規計画） …… 3
6. 語学研修（英語　第４回，第５回） …… 4
7. 福利厚生 …… 4

〔施設の管理・運営等〕

8. 宿泊施設の利用計画 …… 6
9. 施設の管理，運営 …… 6
10. その他 …… 7
 (1) 車輌運行計画 …… 7
 (2) 防災計画 …… 9

◎ 参考資料

別表(1) 昭和59年度研修計画表（ＴＢＩＣ） …… 11
別表(2) 昭和59年度集団コース概要（ＴＢＩＣ） …… 13
別表(3) 昭和59年度受入計画表（ＪＩＣＡ） …… 17
別表(4) 年度別受入実績表（ＴＢＩＣ） …… 18
別表(5) 昭和58年度受入（新規）実績表（ＪＩＣＡ） …… 19
別表(6) 昭和59年度日本語研修実施計画表（ＴＢＩＣ） …… 21
別表(7) 病院一覧表 …… 24
別表(8) 昭和59年度レクリエーション計画表（ＴＢＩＣ） …… 26

別表(9)　年度別宿泊施設利用状況表（ＴＢＩＣ）……………………………………27
別表(10)　昭和59年度国際研修センター（兵庫センターを除く。）宿泊料金表（ＪＩＣＡ）…………………………………………28
別表(11)　昭和59年度兵庫インターナショナルセンター宿泊料金表…………………………………………………………………29
別表(12)　昭和59年度予算一覧表（ＪＩＣＡ）………………………………………30
別表(13)　昭和59年度予算一覧表（ＴＢＩＣ）………………………………………31
別表(14)　官公庁等一覧表…………………………………………………………………32

◎　内部規程（ＴＢＩＣ）

別添(1)　筑波インターナショナルセンターにおける研修員ならびに部外者の宿泊について…………………………………………33
別添(2)　筑波インターナショナルセンターにおけるセミナールーム等の使用について………………………………………………38
別添(3)　スポーツ施設，撞球室利用基準…………………………………………43
別添(4)　筑波インターナショナルセンター図書資料の利用に関する規程…………………………………………………………………48
別添(5)　車輌運転を依頼する場合の書式について……………………………51
別添(6)　筑波国際農業研修センターの車輌を借用する場合の手続について………………………………………………………………53

昭和59年度事業計画

〔研修事業〕

1. 研修員受入

当センターの昭和59年度の研修員受入総数（予定）は，485名〔前年度474名〕である。このうち，前年度からの継続分は139名〔前年度123名〕，本年度新規受入分が346名〔前年度351名〕である。集団，個別の内訳は，次のとおりであり，詳細は別表(1)の計画表のとおりである。

区分	継続		新規		計	
	コース数	人数	コース数	人数	コース数	人数
集団	8(5)	102(59)	22(7)	246(77)	30(12)	348(136)
個別		37(18)		100(9)		137(27)
		139(77)		346(86)		485(163)

注：(　　) 内は，内数で筑波国際農業研修センター（以下筑農セ）実施分を示す。

新規の集団研修コースは，22コース（筑農セ　7コースを含む。）であり，新設，休止の内訳は次のとおりである。

新設	休止（隔年）
稲作（専修）（筑農セ）	地震工学セミナー
野菜採種（〃）	
注：昭和58年度において特設として実施	

特設コース（個別扱い）は，次のとおりである。

新設	廃止
放射線科学基礎研究	稲作（専修）（筑農セ）
水管理（筑農セ）	野菜採種（〃）
	注：昭和59年度から集団コースとして実施

〔参考資料〕

別表(1) 昭和59年度研修計画表（TBIC）

別表 (2) 昭和59年度集団研修コース概要（ＴＢＩＣ）

別表 (3) 昭和59年度受入計画表（ＪＩＣＡ）

別表 (4) 年度別受入実績表（ＴＢＩＣ）

別表 (5) 昭和58年度受入（新規）受入実績表（ＪＩＣＡ）

2. 日本語研修

研修員の日常生活をより円滑にするため生活の基本的な場で必要とされる日常会話を中心とした日本語を習得するための「一般コース」（夜間）と，技術研修の現場などで必要とされる日本語を習得するため，研修カリキュラムに組み入れられた「集中コース」の２種類の日本語研修を実施している。本年度は，「一般コース」を３４コース，「集中コース」は１１コース実施する。

〔参考資料〕

別表 (6) 昭和59年度日本語研修実施計画表（ＴＢＩＣ）

3. コンピューター講習会

地震工学コースをはじめとして研修の実施にあたっては，コンピューターの利用が不可欠となっている。特に同一コースにおける研修員間のレベル差は大きな問題であり，研修実施先の諸機関からその対策につき強い要望があることにも鑑み，下記によりコンピューター講習会（１５コース）を開催する。

(1) コース名　パーソナルコンピューター　初級　１０コース（２時間×10回）
　　　　　　　〃　中級　３コース（２時間×５回）
　　　　　　　〃　ワードプロセッサー簡易語　２コース（２時間×５回）

(2) 期　間　昭和59年６月22日～昭和60年３月31日

(3) 時　間　週２回　１６：００～２２：００

(4) 場　所　ＴＢＩＣ（コンピューター室）

(5) 定　員　１０～１４名／１コース

(6) 講　師　外部講師（工業技術院地質調査所）

(7) 使用機器　　NECパーソナルコンピューターPC 8800 シリーズ　10台
講師用パーソナルコンピューター1 X 8000 Mark II　1台
カラービデオプロジェクターPJ－45 M／D　1台
マイプロット　2台
マイタブレット　1台
モニター用12" モノクロCRT　5台
その他

4. 文化講座，科学講座（新規計画）

研修員に対するオリエンテーション業務の一環として，下記により文化講座（英語による）を10回，及び科学講座5回を開催する。

(1) 日　　時　原則として金曜日（延べ15日）19：00～21：00
(2) 場　　所　TBIC（セミナールーム　6）
(3) 受 講 者　全研修員を対象とする。
(4) 講演テーマ　前年度において好評を博した外国人講師による「開発途上国の経済と日本のかかわり」「日本の地理と筑波研究学園都市の役割」等，ユニークなテーマを計画する。
(5) 講　　師　筑波大学教授ほか（外国人も含む。）

5. 地域研究会（新規計画）

オリエンテーション業務の一環として，研修員が中心となり，最新の各国情報（歴史，政治，文化，社会，自然，環境，経済，産業等の一部）を，講演，ディスカッション，音楽，映画，スライド，ダンス，懇談会等を通じ紹介するとともに，研修員と日本人間並びに研修員間の理解を深めることを目的として開催する。

(1) 回　　数　東南アジア5回，中近東1回，アフリカ1回，ラテンアメリカ1回，計8回
(2) 場　　所　TBIC

6. 語学研修（英語，通算第4回及び第5回）

研修員受入機関拡充事業の一環として，研修員の直接指導に当たる研修実施機関の研究者等を対象として，下記により英語研修を2コース開催する。

(1)	期　間	昭和59年9月10日～11月21日（20日間）
(2)	時　間	週2回　18：00～20：00
(3)	場　所	TBIC（セミナールーム）
(4)	定　員	14名／1コース
(5)	テキスト	TECHNICAL ENGLISH, PICKETT & LASTERほか
(6)	講　師	筑波大学教育研究科　　ニコラス・ティール氏 〃　外国語センター　　バーバラ・石田氏 〃　非常勤講師　　バートン・ルイス氏 〃　〃　　テッド・フォトス氏

7. 福利厚生

(1) 医　療

ア．嘱託医

嘱託医制度は，研修員の健康管理及び医療相談の上から欠くことができないものとなっており，本年度は一層の充実を図る。

すなわち，3名の医師の協力を得て，年間を通じ週3回下記のとおり実施し，研修員の健康管理に万全を期す。

また，別表(7)の病院とは連絡を密にし，研修員の病状把握につとめ，もってセンターとして日常生活の指導及び研修の実施に役立てる。

① 相談日（毎週3回）　月曜日，水曜日，金曜日

② 時　間　19：30～21：30

③ 相談室　101号室（宿泊棟1階）

④ 医　師

高安俊介氏（高安クリニック）　TEL (0298) 22-8201

荻原泰祐氏（東光台内科クリニック）　　TEL（0297）47－8468

室生　勝氏（室生内科医院）　　　　　TEL（0298）51－5333

イ．医薬品

応急用として必要な医薬品については，嘱託医師の指導を得て，フロントに常備する。

(2) レクリエーション

研修員の滞日生活をより充実させるために，少なくとも月1回の行事を計画することとし，大別して次のものを実施する。

① 交流パーティー（国際親善パーティー，屋外サマーパーティー，ディスコパーティー等）

② バスツアー（ディズニーランド）

③ 文化活動（活花等）

④ スポーツ大会（バドミントン，バレーボール，卓球）

⑤ 地元行事への参加（体育祭等）

国際交流の最大行事である国際親善パーティー（研修実施機関及び地元関係者研修員，職員）は，センター事業の拡大と共に参加者（58年度　700余名）の数も飛躍的に増えており，会場（体育館）が狭隘となり歓談する雰囲気を盛り上げることが至難になってきた。従って，本年度は招待者を2つのグループに分けることとし，地元（近隣住民約150名）との親善を目的とした屋外サマーパーティーを別途実施する。

また，バスツアーとしてディズニーランド見学を実施するが，予算の制約もあり入場料については研修員の負担とする。

以上のほか，センター内の厚生施設（体育館，テニスコート，プール，ミュージックルーム，ビデオルーム）の利用を高めるため，各種運動用具，テープ類の充実を図る。

なお，プールの利用は次による。

① 期　　間　　7月1日～8月31日

② 利用期間　　平日　12：00～19：00

土日　１０：００～１９：００

③　そ の 他　　監視人を置く。

〔参考資料〕

別表 (8) 昭和５９年度レクリエーション計画表（ＴＢＩＣ）

〔施設の管理・運営等〕

8.　宿泊施設の利用計画

昭和５９年度は，延５５,９６８人日（前年度５３,９０１人日）の利用者を予定しており，その利用率は７８.６３％（前年度７５.５２％）である。

月別利用状況は，下表のとおり。ただし，受入研修員の数が収容能力を超える９月１７日から１１月３０日の期間，計３５名の研修員（地震工学コース　２０名，化学技術コース　９名，個別　６名）のために筑波第一ホテルを利用することとし，予約済である。

また，９月以前においても計画を超える受入れが予測され，その場合においてはホテル等の利用が必要となる。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
利用率(％)	77.4	83.8	93.4	93.1	90.4	91.5	92.9	86.2	47.9	39.9	65.5	81.7	78.6

（注）　室　数　　１９５（内ツイン　５）

〔参考資料〕

別表 (9) 年度別宿泊施設利用状況表（ＴＢＩＣ）

別表 (10) 昭和５９年度国際研修センター（兵庫センターを除く。）
宿泊料金表（ＪＩＣＡ）

別表 (11) 昭和５９年度兵庫インターナショナルセンター宿泊料金表

9.　施設の管理・運営

(1)　本年度は，昭和５５年３月開所以来５年目に入り，特に設備機器類については一部の取替，修理が必要となる時期を迎えている。

従って，機器類の健全な維持管理及び居住者の安全を重視し，予算の効率的な執

行に心がけ，施設の運営，管理に万全を期する。

特に居住者の安全及び構造物の保護の立場から，エレベーターの耐震対策工事を実施する。

(2) また，省エネ対策については，前年度に引き続き職員，研修員の協力のもと，最重点課題として取組む。

(3) 建物管理委託

施設全般にわたる管理，運営業務については，外部の専門業者に委託（下記参照）するが，円滑かつ責任ある業務の遂行を目指し，指導を徹底する。

中でも，食堂部門については一層の改善を図るため，「食堂委員会」を年6回以上開催すると共にその機能を強める。

◎ 建物管理委託内容

業務内容	契約人数	配置		備考
		昼間	夜間	
統括	1人	1人	人	筑農セ兼務
フロント	8	3～4	2	主任1名
清掃	特になし	10～12		主任1名 日曜日4～6名
電気，機械設備	9	4～5	3	主任2名
守衛	6	3	2	主任1名
プール監視	特になし	1		7/1～8/31の期間
車輌	2	2		平日8:00～18:00 土曜日8:00～13:00
食堂	特になし	4～10	5～7	主任1名

10. その他

(1) 車輌運行計画

ア. 研修実施期間への送迎

研修員の通勤については，可能な限り各機関の要望を考慮し，原則としてセンター保有の車輌を次のとおり運行する。

車種	定員	時間帯(朝)		時間帯(夕)		備考
		センター発	センター着	センター発	センター着	
大型バス	57名	08：25 09：20	09：10 10：40	15：00 16：00	16：00 17：50	2往復
中型バス	29名	08：25	09：30	16：00	17：50	
ワゴン	7名	—	—	—	—	必要の都度

(注) 時期により変更あり。

イ．筑波第一ホテルに宿泊する研修員の送迎

本年度9月17日から11月30日までの期間において，筑波第一ホテル泊となる研修員(地震工学コース，化学技術コース，個別　計35名)の送迎は次による。

1. 研修実施機関への送迎

上記ア.の運行計画の中で対応する。ただし，路線バスの利用も考慮する。

2. 日本語研修日の送迎

日本語研修の実施日である毎月，水，金曜日の送迎については，次による。

・研修実施機関 ——→ センター

上記ア.の運行計画の中で対応する。

・センター ——→ 筑波第一ホテル

センター発	ホテル着
20：30	20：45

ウ．ショッピングバス

研修員の日常生活に欠かせない必需品の購入等のため，ショッピングバスを下表のとおり運行する。

車種	運行日	センター発	松代SC着	松代SC発	備考
大型バス，中型バス	毎土曜日(祭日は除く)	10：00	10：10	11：00	スーパーマーケット 銀行
同上		10：40	10：50	12：40	郵便局 ほか

(2) 防災計画

火災が発生した場合，迅速かつ的確に行動し，被害を最小限度にくい止めることは，消防機関の任務である。

しかしながら，当センターにおいては常時多数の研修員を収容しているので，センター内で火災の未然防止に努め，万一火災発生の場合は，被害がより一層軽減されるよう努力する必要がある。

それがため，各職員ならびにセンターの委託業務に従事する職員をもって組織する自衛消防隊の任務はまことに重要である。当センターにおける自衛消防隊組織ならびに昭和５９年度に実施を予定している消防関係施設，設備等の点検回数及び訓練回数は，次のとおりである。

◎　自衛消防隊組織図

〔主として昼間〕

- 自衛消防隊長（所長）
- 副隊長（総務課長）
  - 通報連絡班長
    - 通報連絡係
    - 物品搬出係
  - 避難誘導班長兼副隊長（研修課長）
    - 誘導係
    - 救助係
    - 救護係
  - 消火班長
    - 消火係
    - 放水係
    - 給水電気係

〔主として夜間〕

- 自衛消防隊長（所長）
  - 通報連絡班長 ―― （通報連絡　物品搬出）
  - 避難誘導班長兼副隊長 ―― （誘導　救助　救護）
  - 消火班長 ―― （消火　放水　給水用電気措置）

◎　自主検査（職員による）

建築物 火気使用設備器具 危険物施設 電気設備	年２回以上

◎　点検有資格業者及び点検検査班（職員により構成）による点検

外観，機能点検年１回 総合点検　　年１回 （業者による）	消火器 屋内消火栓 自動火災報知設備 非常警報設備 避難器具	年４回以上 （職員による）

◎　消防訓練

総合訓練 …………… 年２回以上

部分訓練 …………… 年４回以上

※　避難訓練を実施するときは，消防署へ連絡しておくこと。

◎　平素の防火管理組織

防火管理者のもとに各階，各棟毎防火担当責任者をまた各部屋あるいは一定の区域毎に火元責任者をおいている。

参考資料

別表(1)

昭和59年度研修計画表（ＴＢＩＣ）

区分	番号	研修コース名	人数	期間(59年度)	研修実施機関	58年度	59年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	60年度
継続	1	化学技術研究	10	5.5月	化学技術研究所	9/8						7							
継続	2	地震工学	22	5	建築研究所	9/8					23								
継続	3	農業機械設計	10	4	TIATC	1/12				30									
継続	4	かんがい排水	13	8	〃	2/9								30					
継続	5	野さい生産	12	8	〃	2/9								30					
継続	6	稲作機械化	12	8	〃	2/23								30					
継続	7	鉱山保安	11	2	公害資源研究所	3/1		31											
継続	8	稲作栽培	12	6.5	TIATC	3/8							8						
継続	(個別)	稲作(専修)	6	8	〃	2/9								30					
継続	(個別)	野さい採種	12	8	〃	2/9								30					
継続	(個別)	その他個別	19																
継続		小計	139																
新規	1	測量技術	(10)	8	国土地理院		26								14				
新規	2	沿海鉱物資源探査	(10)	7	地質調査所			10							13				
新規	3	植物遺伝資源	(10)	2.5	農業生物資源研究所			24			4								
新規	4	家畜衛生研究	(10)	6	家畜衛生試験場			24						22					
新規	5	計量標準	(15)	6	計量研究所				7						6				
新規	6	河川工学	(10)	4	建設省河川局					19				22					
新規	7	繊維工学	(10)	3	繊維高分子材料研究所						9			8					
新規	8	地下水資源開発	(10)	4	地質調査所						16				15				
新規	9	林業林産研究	(10)	3	林業試験場						23			22					
新規	10	消化管病理学	(10)	3	筑波大学						30			23					
新規	11	化学技術研究	(9)	7	化学技術研究所							6							9/5
新規	12	地震工学	(20)	7	建築研究所							6							8/25
新規	13	防災技術セミナー	(10)	3	国立防災科学技術センター							27			15				
新規	14	建築技術	(15)	2	建設省住宅局											17		13	
新規	15	鉱山保安	(10)	1.5	公害資源研究所												28		5/31
新規	16	かんがい排水	(12)	2	TIATC												7		11/30
新規	17	野菜生産	(12)	2	〃												7		11/30
新規	18	稲作(専修)	(9)	2	〃												7		11/30
新規	19	野菜採種	(10)	2	〃												7		11/30
新規	20	農業機械設計	(10)	1	〃													7	10/11
新規	21	稲作機械化	(12)	2	〃												7		11/30
新規	22	稲作(一般)	(12)	1	〃													7	10/11
新規	(個別)	水管理	(9)	2	〃												7		7/31
新規	(個別)	放射線科学基礎研究	(10)	4.5	TBIC									22					8/21
新規	(個別)	その他個別	(81)																
新規		小計	346																
合計			485																

別表(2)

昭和59年度集団研修コース概要（ＴＢＩＣ）

コース名	定員	研修期間	研修実施機関	研修内容
測量技術	10	59. 4. 26 〜59. 12. 14	国土地理院	測量と地図作成に従事する技術者の育成と資質の向上をはかることを目的としている。 本年度は，特に写真測量の分野に重点を置き，測量の初等技術者に中縮尺地形図の作成技術を習得せしめることを目標としている。 研修は，写真測量の基礎理論と実作業に必要な知識について講義及び実習を通じて理解せしめ，特に写真測量の中核的技術である図化機の操作には４週間の実習期間をあて，実務的な指導を行う。
沿海鉱物資源探査	10	59. 5. 24 〜59. 8. 4	地質調査所	沿海鉱物資源の探査に従事する技術者の育成と資質の向上を目的としている。 研修は一般コース，集中コース，個別研修，野外実習，研修旅行，見学の６部を構成して研修を実施する。　①一般コースでは基礎課目，専門課目，室内実習，特別講義で，海洋地質，物理探査，資源開発に関する広汎な知識と技術を習得する。②集中コースでは石油探査，遠隔探知の最新技術を習得する。　③個別研修では終期40日間に各研修員の希望した題目を指導講師の下で研究し，技術レポートを作成する。　④野外実習では地質調査船に乗船して，当コースの主題である海上探査を実習するほか，航空での空中探査実習，地質巡検を行う。　⑤研修旅行，見学では研究施設，開発現場などを実地にみる。これらの課題を終了することにより沿海鉱物資源探査を計画するに必要な広汎な知識，実際的な技術を習得するとともに，専門的な課題の研究も併せ習得する。
植物遺伝資源	10	59. 5. 24 〜59. 8. 4	農業生物資源研究所	遺伝資源保存に関係する人材を養成することを目的とし，農業生物資源研究所を中心に農業研究センター，果樹試験場，農業環境技術研究所など農林水産省関係研究機関の研究者や大学教授を講師として教科課程を編成する。講義および実習は大部分を農業生物資源研究所で行い，一部を果樹試験場で実施する。講義および実習においては遺伝資源種子および栄養体の保存，遺伝資源情報の管理，育種素材，国

コース名	定員	研修期間	研修実施機関	内容
				際的な遺伝資源の移動にともなう植物検疫の問題，栄養系からのウィルスの除去などに重点をおいている。
家畜衛生研究	10	59. 5. 24 ~59. 11. 22	家畜衛生試験場	近年における家畜衛生分野の技術的進歩は目覚ましい。過去において畜産家を恐れさせた家畜伝染病の大半は日本においては制圧されている。しかし，開発途上国では家畜伝染病の予防は今なお緊急かつ重要な課題となっている。 本コースは参加研修員に対し，日本における家畜衛生分野の知識と技術の概要について紹介するとともに，開発中の新技術について学ばせ，かつ個別に希望する技術分野につき実践を通して習得させることを目標としている。
計量標準	15	59. 6. 7 ~59. 12. 6	計量研究所	開発途上国の計量関係政府機関職員を対象として，計量に必要な基礎講義，各論講義，個別実習を実施し，この間計量器製造工場の見学，計量管理体制の実施状況見学，検定検査業務の見学等を通じて，計量のレベルの向上と国際間格差の解消をはかることを目標とするものである。
河川工学	10	59. 7. 19 ~59. 11. 22	建設省河川局	河川（治水，洪水予報）グループとダムグループに分け，共通項目である日本の法律，構造令の紹介と水分観測，流出計算等についての講義及び演習を行い，理論と手順の習得をはかる。また，砂防工学等の共通する分野について，計画及び設計手法の習得をはかる。 さらに河川グループとダムグループに分れ，それぞれ河川・ダム事業実施上の調査，計画設計について研修し，河川グループについては，洪水予報システムについての知識の習得をはかる。
繊維工学	10	59. 8. 9 ~59. 11. 8	繊維高分子材料研究所	下記の研修のテーマから自己の選択する専門分野を選び，主として，個別研修(実習，実験，レポート作成が主体）により参加者の繊維に係る技術的資質の向上をはかることを目的とする。 a．繊維の構造と物性 b．繊維の染色加工と仕上げ c．繊維製品の試験法と標準化 d．コンピュータ利用によるパターン処理

コース名	定員	研修期間	研修実施期間	内容
				e. 天然繊維の素材開発 f、紡糸および紡績法の開発研究 g. 繊維の修飾
地下水資源開発	10	59. 8. 16 ~59. 12. 15	地質調査所	開発途上国における地下水資源開発管理に従事する技術者を訓練，養成し，技術の向上を図ることを目的としている。 講義及び実習などにおいては，地下水開発と地下水管理の科目に重点を置き，講義内容は理論よりも応用に主眼を置いて，研修過程に一貫性をもたせている。
林業林産研究	10	59. 8. 23 ~59. 11. 22	林業試験場	開発途上国の国立機関の技術者および研究者，ならびに国立大学等の教官の林業一般に関する学術的，技術的資質の向上をはかり，各国における林業の発展に貢献することを目的とする。
消化管病理学	10	59. 8. 30 ~59. 11. 23	筑波大学	世界の最高水準にあるわが国の消化管疾患に関する臨床病理学を紹介することを目的としている。 このコースは，一般オリエンテーション，集団研修，個別研修，研修旅行，国際病理学会，報告書のとりまとめ等により構成され，次のテーマについて講義，実習を行う。 1. 食道疾患の病理学と生検組織診断 2. 胃疾患の病理学と生検組織診断 3. 十二指腸の病理学と生検組織診断 4. 大腸の病理学と生検組織診断
化学技術研究	9	59. 9. 6 ~60. 9. 5	化学技術研究所	現在，開発途上国の一部では，すでに二次産業としての製造業が重要な位置を占めるに至っているが，それらを支える技術的基盤は未だ不十分であるので，これら諸国の化学技術研究者の資質の効果的な向上をはかることを目的として設立されたものである。 本コースは，あらかじめ設定された研修テーマの中から各研修員が自己のテーマを選択し，研究する方式をとっている。テーマの例は，赤外分光による分析，HMRスペクトルの測定，油脂化学，金属鉱石の分析等々である。

コース名	定員	研修期間	研修実施機関	内容
地震工学	20	59. 9. 6 ~60. 8. 25	建築研究所	世界の地震帯に位置する開発途上国から地震学・地震工学の研究者，技術者を受け入れ，地震学及び地震工学の基礎理論から応用分野にわたって広範囲な研修を行い，自国において，地震学・地震工学の分野の行政・研究・教育の中心的な役割を果す人材を養成することを目的としている。
防災技術セミナー	10	60. 1. 17 ~60. 3. 13	国立防災科学技術セミナー	開発途上国における防災担当技術者に対し降雨，地震等による災害防止のための科学技術及び防災体制について専門的知識を付与し，各国の実情にあった自然災害軽減計画の立案及び防災体制の確立に役立てる。
建築技術	10	60. 1. 17 ~60. 3. 13	建設省住宅局	日本の建築技術とその成立条件に関する講義，討論，見学等を通して各国研修員に対して，建築技術に関する各国のかかえる問題点を明らかにするとともに，それぞれの実情に即した建築技術の導入及び定着の方法についての取り組み方を考える機会を与えることを目的とする。
鉱山保安	10	60. 2. 28 ~60. 5. 31	公害資源研究所	開発途上国における鉱山の安全向上をはかるため日本に行われている鉱山保安技術を修得せしめることを目的として，下記の主要テーマについて講義，実習，視察等を実施する。 1. 日本鉱業の現状と保安行政 2. 保安法規及び検定法 3. 保安の基礎（岩石力学，通気，ガス爆発，坑内火災等） 4. 保安機器（ガス計測，防爆機器，粉じん計測器） 5. 保安教育（救護活動，酸素呼吸器等）

別表(3)

昭和５９年度受入計画表（ＪＩＣＡ）

区分	５９年度受入計画		５８年度受入		
	コース数	人数	コース数	当初計画人数	受入実績人数
1. 新規受入		4,048		3,923	4,059
(1) 集団		2,226		2,204	2,385
集団コース	191	2,171	185	2,149	2,335
日墨		55		55	50
(2) 個別		1,617		1,419	1,456
単発		576		435	502
カウンターパート		871		814	807
国際機関		170		170	147
(3) 特定 （マレイシア東方政策）		155		250	218
(4) 予備枠		50		50	
2. 継続受入		705		723	723
合計	／	4,753	／	4,646	4,782

別表（4）

年度別受入実績表（ＴＢＩＣ）

年度		54		55		56		57		58		59（計画）	
区分		コース数	人数	コース数	人数	コース数	人数	コース数	人数	コース数	人数	コース数	人数
継続	集団			2	32	5（4）	71（51）	（4）	88（46）	7（5）	93（63）	8（5）	102（59）
	個別						15		16		30（11）		37（18）
	小計				32		86（51）		104（46）		123（74）		139（77）
新規	集団	2	32	13（4）	149（51）	17（4）	195（46）	18（5）	209（63）	21（5）	254（59）	22（7）	246（77）
	個別				33		92（9）		87（15）		97（18）		100（9）
	小計		32		182（51）		287（55）		296（78）		351（77）		346（86）
合計			32		214（51）		373（106）		400（124）		474（151）		485（163）
累計			32		214（51）		501（106）		797（184）		1,148（261）		1,494（347）

注：1. 昭和54年度は，３月10日（開所）～３月31日までの期間における集団コースのみであり，個別は便宜供与扱いとした。

2. （　）内は，内数であり筑農セ実施分を表わす。

3. 便宜供与扱いの個別は，かなりの数に達するが，筑セならびに筑農セとも受入実績には含めず。

4. 累計数字は，各年度新規受入分の累計である。

別表（5）　　　昭和58年度受入（新規）実績表（JICA）

① 地域別研修員受入実績

地域	受入国数（ケ国）	受入人数（人）	割合（%）
アジア	20	2,431	59.9
中近東	19	416	10.3
アフリカ	33	337	8.3
中南米	25	795	19.6
オセアニア	7	70	1.7
ヨーロッパ	4	10	0.2
合計	108	4,059	100.0

② 集団・個別の実施割合

区分	受入人数（人）	割合（%）
集団	2,385	58.8
集団コース	2,335	57.5
日墨	50	1.3
個別	1,456	35.9
単発	502	12.4
（G・G）	（118）	（3.0）
C／P	807	19.9
国際機関	147	3.6
マレイシア東方政策	218	5.3
合計	4,059	100.0

③　研修員受入人数上位20カ国

順　　位	国　　名	受入人数（人）	割　合（%）
1	タイ	428	10.5
2	マレイシア	352	8.7
3	インドネシア	328	8.1
4	フィリピン	265	6.5
5	中国	238	5.9
6	シンガポール	170	4.2
7	ブラジル	150	3.7
8	メキシコ	128	3.2
9	エジプト	127	3.1
10	ビルマ	117	2.9
11	スリランカ	116	2.9
12	ペルー	104	2.6
13	韓国	95	2.3
14	ネパール	73	1.8
15	インド	71	1.7
16	パラグァイ	70	1.7
17	バングラデシュ	67	1.6
18	ケニア	62	1.5
18	アルゼンチン	62	1.5
20	タンザニア	61	1.5
上位10カ国小計		2,303	56.7
上位20カ国小計		3,084	75.9
全合計		4,059	

別表（6）

昭和59年度日本語研修実施計画表（ＴＢＩＣ）

（一般コース：夜間）

	コース名		講習期間	回数	時間数	備考
1	個別中級	3	59 4. 2～5.30	24	36	
2	農業機械設計	10	4. 2～6.29	36	54	◎講習時間
3	灌漑排水	13	〃～〃	36	54	週3回
4	野菜生産	12	〃～〃	36	54	(月，水，金)
5	野菜採種	12	〃～〃	36	54	1.5H／回
6	稲作(専修)	6	〃～〃	36	54	◎個別研修員は
7	稲作栽培	12	4. 9～7. 6	36	54	左記のコース
8	稲作機械化	12	4. 2～6.29	36	54	に適宜編入
9	鉱山保安	11	4. 2～4.27	12	18	
10	灌漑排水他(中級)	5	6. 1～8.31	36	54	
11	測量技術	10	5. 7～8. 6	36	54	
12	沿海鉱物資源探査	10	6. 4～9. 4	36	54	
13	植物遺伝資源	10	6. 1～7.30	24	36	
14	家畜衛生研究	10	6. 4～9. 3	36	54	
15	計量標準	15	6.19～6.29	6	9	
16	河川工学	10	7.30～10.31	36	54	
17	繊維工学	10	8.20～10.19	24	36	
18	地下水資源開発	10	8.27～10.26	24	36	
19	林業林産研究	10	9. 3～11. 2	24	36	
20	消化管病理学	10	9.17～11.16	24	36	
21	化学技術	9	60 9.17～3.29	72	108	
22	地震工学A	10	9.17～3.29	72	108	
23	〃 B	10	9.17～3.29	72	108	
24	防災セミナー	10	59 10. 8～11. 8	12	18	
25	放射線科学基礎研究	10	60 1.10～3.29	36	54	
26	建築技術	15	1.29～3. 1	12	18	
27	鉱山保安	10	3.11～3.29	10	15	
28	灌漑排水	12	〃～〃	8	12	
29	野菜生産	12	〃～〃	8	12	
30	水管理	9	〃～〃	8	12	
31	稲作機械化	12	〃～〃	8	12	
32	稲作(専修)	6	〃～〃	8	12	
33	野菜採種	10	〃～〃	8	12	
34	ブラジル他日系人コース	4	59 60 4. 1～2.28	120	180	
			一般合計	1,048	1,572	

(集中コース：夜間)

	コ ー ス 名	定員	講習期間	日数	時間数	月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備　考
1	稲作栽培	12	59 4. 2～4. 6	5	25	├┤												◎講習時間 毎日（土，日，祭日は除く） 5 H／日
2	沿海鉱物資源探査	10	5. 22～6. 1	9	45		├─	─┤										
3	放射線科学基礎研究	10	60 11. 26～1. 9	20	100								├─	─┤				
4	農業機械設計	10	60 3. 18～3. 30	10	50												├┤	
5	灌漑排水	12	2. 25～3. 8	10	50											├	┤	
6	野菜生産	12	〃　〃	10	50											├	┤	
7	水管理	9	〃　〃	10	50											├	┤	
8	稲作機械化	12	〃　〃	10	50											├	┤	
9	稲作(一般)	12	3. 18～3. 30	10	50												├┤	
10	稲作(専修)	9	2. 25～3. 8	10	50											├	┤	
11	野菜採種	10	〃　〃	10	50											├	┤	
			計	114	570													

別表（7）

病　院　一　覧　表

牛久中央病院　　牛久町大字猪子896番地　　（0298） 73 ― 3111

	内科	小児科	産婦人科	外科	胃腸科	脳外	整形外科	泌尿器科	眼科	耳鼻科	皮フ科	鍼（ハリ）
月	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	10：00～11：30	10：00～11：30	9：00～11：30				9：00～11：30
	1：30 4：00	1：30～4：00	1：30～4：00				2：00～3：00	1：30～3：00	1：30～4：30			1：30～4：00
火	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	10：00～11：30		9：00～11：30				9：00～11：30
	1：30～4：00	1：30～4：00	1：30～4：00				2：00～4：00	1：30～3：00		2：30～4：30		1：30～4：00
水	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	10：00～11：30	9：00～11：30				9：00～11：30	9：00～11：30
	1：30～4：00	1：30～4：00	1：30～4：00									1：30～4：00
木	9：00～11：30	9：00～11：30	急患のみ	9：00～　11：30								
	急患のみ	1：30～3：30		1：30～　4：30					1：30予約～4：30			
金	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	10：00～11：30						9：00～11：30
	1：30～4：00	1：30 乳検～4：00	1：30～4：00									1：30～4：00
土	8：30～11：00	9：00 11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	9：00～11：30	10：00～11：30	10：00～11：30	9：00～11：30		9：00～11：30		9：00～11：30
	1：30～4：00	1：30 4：00	1：30～4：00					1：30～3：00	1：30～4：30		2：00～4：30	1：30～4：00
日	急患のみ診察（日曜日・祭日）											

筑波大学病院	（予約センター） 0298－53－3569・3570 新治郡桜村天久保 2丁目1番地の1	内科・精神科・神経科・放射線科・整形外科・泌尿器科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科・皮膚科（火・木・金は午前のみ） （予約制）平日　9：00～16：00 土　9：00～12：00
筑波学園病院	02975－4－1355 筑波郡谷田部町大字 上横場2573－1	内科・循環器科（内・外科）・消化器科（内・外科）・外科・腎臓器内科・他（泌尿）月・水・木・金 平　日　8：30～11：30 13：00～15：00 土　午前のみ 休　診　日曜・祭・第2木曜
高安クリニック（高安俊介）	0298－22－8201 土浦市立田町 1番地22号	循環器科・外内科・人工腎臓 平　日　8：30～12：00 13：30～18：30 木　午前のみ 休　診　日曜・祭・第2木曜
東光台内科クリニック（荻原泰祐）	0297－47－8468 筑波郡豊里町東光台 4－19－4	内科・胃腸科 平　日　9：00～12：00 15：00～17：30 休　診　日曜・祭・毎水曜日
室生内科医院（室生勝）	0298－51－5353 新治郡桜村倉掛805－2	内科 平　日　9：00～12：00 15：00～17：00 木　午前のみ 休　日　日曜・祭日
土浦皮膚科医院	0298－24－2298 土浦市桜町1－16－12	平　日　10：00～13：00 14：00～18：00 休　診　日曜・祭日・毎木曜
川崎歯科	0298－52－0930 谷田部町　松代4丁目	木　10：00～18：00 金　14：00～18：00 日　14：00～18：00
	02975－5－1551 谷田部町　谷田部6264	火　14：00～18：00 水　10：00～18：00 土　10：00～18：00 日　10：00～12：00
雨宮歯科	0298－51－5535 谷田部町松代5－5－14	平　日　9：00～17：30 休　診　日曜・毎木曜
結束耳鼻科医院	0298－21－0222 土浦市大町7－19	平　日　8：30～11：45 14：00～17：30 木　午前のみ 休　診　日曜日
竹園眼科	0298－51－5000 桜村竹園3－21－3	平　日　9：00～11：45 14：00～17：30 木　午前のみ 休　診　日曜・毎水曜
東京医大霞ケ浦病院	02988－7－1161	午前のみ受付　8：30～11：30 友永先生　11：00

別表（8）

昭和59年度レクリエーション計画表（ＴＢＩＣ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
パーティ													
・国際親善パーティ								2日					研修関係者招待
・サマーパーティ				27日									地元関係者招待
・年末パーティ									21日				
・ディスコパーティ		18日			31日		12日					8日	
ディズニーランド	28日		23日		11日		27日	24日			16日		研修員の負担あり
文化活動													
・谷田部町体育祭							10日						
・華道教室					← 6回	→							
スポーツ大会													
・バドミントン大会			9日										体育館
・バレーボール大会						22日							〃
・卓球大会										26日			〃
その他（主としてボランティア主催）													
・文化祭													虹の会ほか
・ホームステイ													
・盆踊り													
・ティーパーティー													
・交歓会													

（注）国際親善パーティーを除いては，実施日を変更することがある。

別表（9）

年度別宿泊施設利用状況表（TBIC）

年　度	延利用人日	利用率	主たる利用研修員
54	人日 653	% 15.2	・集団…新規２コース　計32名
55	24,083	33.8	・集団…新規13(４)コース　継続２コース 計181名（51） ・個別…新規33名
56	44,609	62.7	・集団…新規17(４)コース　継続５(４)コース 計266名（97） ・個別…新規92名(９)　継続15名 計107名（９）
57	43,618	61.3	・集団…新規18(５)コース　継続７(４)コース 計297名(109) ・個別…新規　名(15)　継続　名 計103名（15）
58	53,901	75.52	・集団…新規21(５)コース　継続７(５)コース 計347名（122） ・個別…新規97名(18)　継続30名(11) 計127名(29)
59 (計画)	55,968	78.63	・集団…新規22(７)コース　継続８(５)コース 計348名(136) ・個別…新規100名(９)　継続37名（18) 計137名(27)

（注）1. 昭和54年度は，３月10日（開所）から３月31日までの期間である。

2. （　）内は，内数であり，筑農セ実施分である。

3. 利用率は，次による。

$$\frac{\text{年間延利用人日}}{\text{室数}(195)\times 365\text{日}(\text{or } 366\text{日})}\times 100=\text{利用率}(\%)$$

別表（10）

昭和59年度国際研修センター（兵庫センターを除く）宿泊料金表（ＪＩＣＡ）

区分	対象センター（室数）	宿泊料金（朝食付）研修員	宿泊料金（朝食付）一般	備考
シングル（バス，トイレ共用）	東京（265）大阪（54）名古屋（92）神奈川（33）	3,600円	4,400円	注： (1) 宿泊料金は，研修員，一般料金共に朝食込みの料金である。 (2) 研修旅行中の研修員（但し，国連，国際機関，ＧＧ研修員は除く）の宿泊料金は一般料金を適用する。 (3) 一般宿泊者の子供料金は ④6才未満…無料（朝食費は別） ⑥6才以上12才未満…規定の一般料金から朝食費相当額（500円）を控除した額の1／2に500円を加算した額 但し，部屋を専用する場合は，それぞれ一般料金を適用する。 (4) 和室については，原則として研修員に対しては，使用しない。止むを得ず使用する場合の料金は，一般料金による。 また，エキストラベッドを使用する場合は1ベッドにつき2,250円とする。
シングル（バス，トイレ付）	大阪（4）八王子（94）筑波（190）	3,600	4,850	
ツイン（バス，トイレ付）	東京（5）大阪（4）名古屋（4）八王子（3）筑波（5）	2人使用 8,600 1人使用 4,700	8,800 5,050	
和室	東京 大阪 名古屋 神奈川		1人使用 4,050 2人以上1名当 3,550	
	筑波 八王子		1人使用 2,450 2人使用 4,400 3人使用 6,150	

別表（11）

昭和59年度兵庫インターナショナルセンター

宿　泊　料　金　表

種　類	定員	1泊の宿泊料金			
		研修員		一般	
		宿泊人員	金額	宿泊人員	金額
シングル	1	人 1	（朝食付） 3,600 円	人 1	（北側）3,800 円 （南側）4,000
ツイン	2	1	4,700	1	6,000
		2	8,600	2	8,000
特別室	2	1	6,000	1	8,000
		2	9,400	2	12,000
和室	5			1	5,000
				2	8,000
				3	9,000
				4	12,000
				5	15,000

（注）1. 研修員料金は朝食付であるが，一般料金は朝食費（500円）を含まない。
2. 研修旅行中の研修員（但し，国連，国際機関，ＧＧ研修員は除く）の宿泊料金は一般料金を適用する。
3. 本料金表は昭和59年４月１日より適用する。

別表（12）

昭和59年度予算一覧表（ＪＩＣＡ）

単位　千円

区　分	前年度	59年度	主たる内容
			（　）内は前年度
I　国際協力事業団交付金	71,875,232	77,734,413	
1. 海外技術協力事業費	58,420,738	63,419,683	
(1) 研修員受入事業	9,691,873	10,461,592	受入人数4,146人(3,981) 滞在費7,400円(7,300) 沖縄センター研修実施経費431,959 (0)
(2) 専門家派遣事業	8,897,758	9,252,893	派遣人数1,148人(1,132)
(3) 開発調査事業	13,190,380	13,958,328	調査件数344件(311)
(4) 技術協力センター事業	5,018,303	5,445,857	調査団件数39件(39)　専門家人数354人(343)
(5) 機材供与事業	1,431,590	1,480,941	
(6) 保健医療協力事業	3,768,675	3,927,045	調査用件数35件(33)　専門家人数240人(220)
(7) 人口家族計画協力事業	774,893	814,360	〃　9件(8)　〃　31人(27)
(8) 農林業協力事業	6,734,458	7,049,755	〃　58件(57)　〃　339人(311)
(9) 専門家等福利厚生事業	376,461	416,478	
(10) 専門家養成確保事業	779,721	839,787	ライフワーク専門家人数20人(10)
(11) 開発協力事業	786,711	820,867	調査団件数34件(33)
(12) 産業開発協力事業	1,424,286	1,515,700	専門家人数109人(103)
(13) 無償資金協力促進事業	112,540	122,740	調査件数　57件(54)
(14) 青年海外協力隊派遣事業	5,433,089	6,248,213	隊員新規派遣人数650人(600)　訓練所移転経費74,654(0)
(15) アセアン青年招へい事業	0	1,065,127	
2. 海外移住事業費	1,991,960	2,000,813	送出人員270人(350)
3. 管理費	11,462,534	12,313,917	
II　国際協力事業団出資金	5,118,000	4,651,000	
1. 海外投融資事業出資金	400,000	800,000	
2. 移住投融資事業出資金	1,450,000	1,230,000	
3. 施設取得等出資金	3,268,000	2,621,000	沖縄国際センター建設費　1,536,677 協力隊庁舎改築工事費　793,652 在外資産施設取得費（バンコック事務所）181,236 職員宿舎購入費　45,000
合　計（I＋II）	76,993,232	82,385,413	

（注）受託等事業費は含まず。

別表（13）

昭和59年度予算（示達額）一覧表（ＴＢＩＣ）

単位　千円

区　分	58年度決算額	59年度予算額	主たる内容
〔一般勘定〕	332,304	331,213	
（款）管理費	73,870	44,844	
（項）業務諸費	68,470	38,629	
（目）庁費	12,308	7,495	備品費，通信運搬費，借料損料，自動車維持費，諸税公課ほか
（目）国内研修施設勘定へ繰入	56,162	31,134	センター運営補助費（自己収入見合い予算）
（項・目）施設費	5,400	6,215	屋上防水工事，設備機械保守整備
（款）海外技術協力事業費	258,434	286,369	
（項）研修員受入費	258,434	286,369	
（目）受入諸費	48,144	60,564	研修員国内旅費
（目）研修諸費	210,290	225,805	①研修経費 197,810　②厚生経費 13,377 ③オリエンテーション費 5,394　④日本語教育費 9,224
〔国内研修施設勘定〕			
1. 収入	226,043	208,820	
（款）施設利用収入	168,274	176,951	①宿泊料（3,100円／研修員，4,350円／一般），入館率 78.6％ ②セミナールーム貸料
（款）雑入	1,607	735	預金利息，公衆電話取扱手数料
（款）運営補助収入	56,162	31,134	管理費から繰入
2. 支出	226,043	208,820	
（款）施設運営費	226,043	208,820	
（項）業務諸費	226,043	208,820	
（目）職員旅費	129	150	
（目）庁費	225,914	208,670	人当庁費，厚生費，消耗品費，光熱水料，雑役務費，借料損料，修理費ほか
（項）職員給与	0	0	本部所管（８名）
合計（支出予算）	558,347	540,033	

別表（14）　官公庁等一覧表

官公庁名	住所	電話番号
茨城県庁	水戸市三の丸1丁目5番38号	(0292) 21－8111
(県) 土浦県税事務所	土浦市真鍋町5丁目17番26号	(0298) 22－8511
(県) 土浦警察署	土浦市立田町1番20号	(0298) 21－1590
(県) 筑波学園警察署	桜村竹園1丁目4番	(0298) 51－8111
(県) 谷田部保健所	谷田部町手代木大塚188－1	(0298) 51－9287
(県) 国際博協力局	水戸市南町3丁目4番57号	(0292) 21－5290
土浦税務署	土浦市城北町4番15号	(0298) 22－1100
土浦公共職業安定所	土浦市真鍋町1－18－19	(0298) 22－5124
土浦社会保険事務所	土浦市下高津2－7－29	(0298) 22－3940
土浦労働基準監督署	土浦市中央2－14－11	(0298) 21－5127
土浦市役所	土浦市下高津1－20－35	(0298) 21－3510
谷田部町役場	谷田部町谷田部4741	(02975) 4－1041
科学博筑波連絡事務所	〃	(02975) 5－1985
科学博工事事務所	〃	(02975) 6－1985
(町) 科学博対策室	〃	(02975) 4－1041 内501～507
国際科学博覧会協会	東京都千代田区幸町2丁目2－2	(03) 508－1985
筑波学園郵便局	桜村吾妻1丁目	(0298) 51－9612
筑波農林研究団地内郵便局	谷田部町観音台2丁目1－2	(02975) 6－0757
筑南地方広域行政事務組合消防本部(署)	谷田部町春日1丁目9番	(0298) 51－2033
住宅・都市整備公団研究・学園都市開発局	桜村大字花室字大清水1387	(0298) 52－3111
牛久町役場	牛久町柏田3009	(0298) 73－2111
茎崎町役場	茎崎町小茎288	(0298) 76－1111
桜村役場	桜村金田1979	(0298) 57－3131
大穂町役場	大穂町大曽根3410	(0298) 64－0161
筑波町役場	筑波町北条5060	(0298) 67－3111
豊里町役場	豊里町高野1197	(0297) 47－8111
研究交流センター	桜村竹園2丁目20番3号	(0298) 51－1331

内部規程（ＴＢＩＣ）

別添（1）

筑波インターナショナルセンターにおける研修員ならびに部外者の宿泊について（内規）

（目　　的）

1. この内規は研修員ならびに部外者のセンター宿泊に係わる必要な事項を定め，施設の適正な管理を図ることを目的とする。

（定　　義）

2. この内規において部外者とは事業団職員以外の者をいう。

（宿泊者の範囲）

3. このセンターに宿泊することを認められる者の範囲は次のとおりとする。

(1) 研　修　員

① 筑波インターナショナルセンターで受入れた研修員

② 本部又は事業団の他センターで受入れた研修員

(2) 事業団職員等（事業団の専門家ならびに青年海外協力隊員等を含む）

(3) 研修実施のための宿泊が必要と判断されるつぎの者

① 講師ならびに研修委託先の関係者

② 航空エージェント等の者

(4) 官公庁又は民間団体に所属するつぎの者

① 官公庁の職員であって利用目的が国際協力の促進に資するものであると判断される者

② 技術協力又はこのセンターの行う国際親善行事に協力を得ており，今後も協力が必要と判断される民間団体に所属するつぎの者

(イ) 当該団体が受入れている海外からの研修員

(ロ) (イ)を世話するために必要と判断される当該団体の者

(ハ) 国際親善等に寄与する行事に参加する者

（宿泊申請ならびに許可手続）

4. 宿泊申請ならびに許可の手続きはつぎのとおりとする。

(1) 上記3の(1), (2)ならびに(3)に該当する者の利用については，申請を受けた者が別紙1の申入書に必要事項を記入し総務課長の許可を得るものとする。

但し，上記3の(1)の①については，この手続を要しないこととする。

(2) 上記3の(4)に該当する者の利用については当該団体の責任者による別紙1の申込書を提出させ，所長の許可を得るものとする。

（宿　泊　料）

5. 宿泊料は別紙2に定める額とする。宿泊者は退館時に現金払いするか，又はセンターが指定する日までに銀行振込みをしなければならない。

（但し本部に宿泊料を請求する研修員の場合を除く）

（宿泊者の遵守事項）

6. 宿泊者はインフォーメーション，又は入館規則（筑波インターナショナルセンターご案内）ならびにセンターの指示に従わなければならない。

（特　　例）

7. この内規により難い場合は所長の承認を得て別の取り扱いをすることができるものとする。

（附　　則）

この内規は，昭和55年3月10日から施行する。

別紙 1

総務課長		研修課長		課員		係	

昭和　　年　　月　　日

宿　泊　申　込　書

国際協力事業団
筑波インターナショナルセンター所長　殿

所属先
住　　所
TEL
責任者氏名　　　　　　　　　　印
（センター代行者）

下記の通り申請します。

記

所属機関			
宿泊者氏名		男女	国籍
研修科目			
宿泊月日	入館日　月　日－退館日　月　日　（　泊）		
宿泊目的，理由			
料金	1. 本人払　　円（　　円×　　泊） 2. 所属先請求 3. 本部請求		
備考	1. ツイン希望　　シングル希望 2. その他		

予約簿記入者印	

筑波インターナショナルセンターにおける研修員ならびに部外者の宿泊について

昭和55年3月10日施行　内規「筑波インターナショナルセンターにおける研修員ならびに部外者の宿泊について」のうち，別紙2（昭和58年4月1日改訂）を本部決裁「昭和59年度国際研修センター（兵庫センターを除く）宿泊料金表」に基づき別紙2（昭和59年度宿泊料金）のとおり改め，昭和59年4月1日より適用する。

昭和59年4月1日

国際協力事業団　筑波インターナショナルセンター所長

別紙2

昭和59年度宿泊料金

Room Charge for One Night (with breakfast)

（1泊の宿泊料金）（朝食込）

	Participant（技術研修員）		Non-participant（一般）	
	Number of Lodger（宿泊人数）	Room Charge（宿泊料金）	Number of Lodger（宿泊人員）	Room Charge（宿泊料金）
Single Room	1	3,600	1	4,850
Twin Room	1	4,700	1	5,050
	2	8,600	2	8,800
Japanese style Room			1	2,450
			2	4,400
			3 以上	6,150

注：（1）一般宿泊者が子供を同伴しているときの子供料金

イ　6歳未満………………無料（朝食費は別）

ロ　6歳以上12歳未満……規定の一般料金から朝食費相当額（500円）を除いた額の1／2に500円を加えた額。
但し，部屋を専用する場合は，それぞれ一般料金とする。
和室には，原則として研修員は宿泊しない。
補助ベッドを使用する場合は，1ベッドにつき2,250（朝食込）とする。

別添（2）

筑波インターナショナルセンターにおける セミナールーム等の使用について（内規）

（目　　的）

1. この内規は研修員ならびに部外者がセンター内セミナールームを使用する際の必要な事項を定めもって施設の適正な管理を図ることを目的とする。

（定　　義）

2. この内規において部外者とは事業団職員以外の者をいう。

（使用できる者の範囲）

3. セミナールーム等を使用できる者の範囲は次のとおりとする。

(1) センターで受入れた研修員

(2) 本部又は事業団の他センターで受入れた研修員

(3) 事業団職員等（事業団の専門家ならびに青年海外協力隊員等を含む）

(4) 研修実施に係わる講師ならびに研修委託先の関係者

(5) 官公庁の職員であって利用目的が国際協力の促進に資するものであると判断される者

(6) その他，セミナールーム等の使用について特に所長の許可を得た者

（使用できるセミナールーム等の範囲）

4. この内規で使用できるセミナールーム等の範囲は次のとおりとする。

(1) セミナールーム(1)〜　セミナールーム(9)

(2) 会議室(1)〜会議室(2)

(3) 和　　室

（使用申込ならびに許可手続）

5. 使用申込ならびに許可手続は次のとおりとする。

(1) 上記，3の(1)〜(4)に該当する者の使用については申し出を受けた総務課職員が別紙1のセミナー室等予約表に記録する。

(2) 上記，3の(5)〜(6)に該当する者の使用については別紙2のセミナールーム等使用

申込書を使用者が提出し所長の許可のあった場合は，総務課職員がセミナー室等予約表に記録する。

（使用できる時間）

6. 使用できる時間は9時から21時迄の間とする。

（使　用　料　金）

7. 使用料金は上記3の(1)〜(4)に該当する者は無料とするが，(5)〜(6)に該当する者については次の料金とする。

セミナールーム等使用料金

室　　名	定　員	基　本　料　金	超　過　料　金
		2時間迄　　円	1時間につき　　円
セミナールーム(1)〜(5)	16	2,400	700
〃　　(7)	16		
〃　　(8)〜(9)	12		
会　議　室　(1)	12		
〃　　(2)	8		
和　　室	（10畳）		
セミナールーム　(6)	32	4,800	1,400

備考

1. ルーム等の使用できる時間：9：00〜21：00
2. イ．センターの16％映写機を使用するとき：使用料1回につき1,000円を加算する。
   ロ．センターに16％映写機の操作を依頼したとき：映写技術師料1時間につき850円を加算する。

（使用料金の支払方法）

8. 使用者は使用料金を使用の終了したときに現金払するか，又は総務課が指定する日までに銀行振込みをしなければならない。

（使用者の守るべき事項）

9. 使用者は次の事項を守らねばならない。

(1) 使用終了後は机，椅子等の配置を原型に復し室内を整理すること。

(2) 灰皿の整理に注意すること。

(3) 使用後は総務課職員又はフロントに連絡し確認を受けること。

(4) 使用者はインフォーメーション又は入館規則（筑波インターナショナルセンターご案内）を守り，センター職員ならびにフロントの指示に従うこと。

（特　　例）

10. この内規により難い場合は所長の承認を得て別の取り扱いをすることができるものとする。

（附　　則）

この内規は昭和55年6月1日から施行する。

別紙１

筑波インターナショナルセンター

セミナー室等予約表

日時 ＼ 室名 / 収容数		セミナー室(1)	セミナー室(2)	セミナー室(3)	セミナー室(4)	セミナー室(5)	大セミナー室(6)	セミナー室(7)	セミナー室(8)	セミナー室(9)	会議室(1)	会議室(2)	和　室
		16	16	16	16	16	32	16	12	12	12	8	
月　日(月)	午前												
	午後												
	夜間												
日(火)	午前												
	午後												
	夜間												
日(水)	午前												
	午後												
	夜間												
日(木)	午前												
	午後												
	夜間												
日(金)	午前												
	午後												
	夜間												
日(土)	午前												
	午後												
	夜間												
日(日)	午前												
	午後												
	夜間												
備　考													

別紙 2

許可			
所長	総務課長		担当

セミナールーム等使用申込書

昭和　　年　　月　　日

団体名 ……………………

代表者氏名 …………………… ㊞

所在地又は住所 ……………………

（電話番号） ……………………

（使用希望日時人員） 昭和　年　月　日 時～　時　人員　名		（使用ルーム名） セミナールーム(1) 〃 (2) 〃 (3) 〃 (4) 〃 (5) 〃 (6)	セミナールーム(7) 〃 (8) 〃 (9) 会議室(1) 〃 (2) 和室
※使用料	終了確認		
使用目的			
備考			

（切　取　線）

昭和　　年　　月　　日

殿

国際協力事業団
筑波インターナショナルセンター所長

セミナールーム等の使用について

昭和　　年　　月　　日当センター（ルーム名）を使用したいとのお申し出につきましては，差支えありません。

ついては当センターのセミナールーム等使用基準に従いご使用下さい。

別添(3)

S 57. 6. 1
筑波インターナショナルセンター

スポーツ施設，撞球室利用基準

	体育館	テニスコート	撞球室	スイミングプール	備考
利用できる者の範囲	1.研修員 2.事務所職員，事務所の委託業務に従事する職員及び事業団職員で事務所以外に勤務する者とこれら職員の家族	同左	同左	同左	本表に記載のないキャッチボール，蹴球等の野外スポーツについては，テニスコートの利用基準を準用する。
期間と時間	毎日 7：30～22：00	毎日 7:30～ 日没まで	毎日 7:30～ 22:00	7月1日～8月31日 平日 12:00～19:00 土曜，日曜，祭日 10:00～19:00	
スポーツの種類	バレーボール，バスケットボール バドミントン，卓球等	テニス	撞球等	水泳等	
申込方法	申込 イ．研修員，事務所職員，事務所の委託業務に従事する職員は口頭によりフロントへ申込むことができる。 ロ．イ.以外の者の場合は，別紙1.の利用申込書を事務所又は，フロントへ提出し，総務課長の承認を得るものとする。 フロントの処理 フロントは，申込みのあった上記イ.及び総務課長の承認を得たロ.について，別紙2.の利用予定表に記録するものとする。	同左	同左	同左	
用具の貸出と返納	貸出 フロントは，申込手続を終えた者にフロント保管の用具を貸出するものとする。 返納 利用者は，プレー終了後，貸出を受けた用具をフロントへ返納し，確認を受けること。	同左			

利用者の知っておくべき事項	所持品は，各自の責任で管理すること。 プレー中の事故について，センターは責任を負わない。 体育館，撞球室では運動靴を，テニスコートでは，テニスシューズを使用すること。 利用時間を守ること。なお，テニスコートの利用時間は，後続プレー希望者のあるときは，２時間以内とする。 センターは，研修員のための施設につき，プレーは研修員を優先する。 プレー終了後は，場内を整理すること。 シャワー室使用を希望するときは，守衛に申し出ること。 フロント又は係員の指示に従うこと。	次の場合，利用を制限又は中止することがある。 　水温２２℃以下のとき　雨天のとき 　その他管理上の都合が生じたとき プール入口等の掲示板を熟読すること。 幼児その他泳げない者には，父兄等の同伴者をつけること。 シャワー室で脱衣すること。 清潔な水着の着用 準備体操をすること。 シャワー室で体を洗い（オリーブ油，整髪料，化粧等は洗い落す）足洗場を通ってプールに出ること。 長時間プールに入り過ぎないこと。 ツバキを吐くときは，所定の箇所にすること。 プールを出たときは，必ず洗顔して，シャワーを浴びること。 その他，左の体育館等に適用される各事項を準用する。
禁止事項	体育館での喫煙	飛込みは，全面禁止する。　特にプール内に浅い部分（水深６０㎝～７０㎝）があるので危険 プールの給排水設備，マンホールのフタ，排水口等に触れること。 風邪，トラホーム，その他伝染性の病気にかかっている人，下痢等の症状のある人，飲酒者，疲労者が泳ぐこと。 プール内に土足で入ること。 プール内への水中メガネ，その他ガラス製品等危険なものの持込

別紙1

承　認		
総務課長	課　員	担　当

昭和　　年　　月　　日

筑波インターナショナルセンター
　　総　務　課　長　　殿

（申込者）
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞
所　　属
住　　所
電話番号

スポーツ施設，撞球室利用申込書

スポーツの種類	バレーボール バスケットボール バドミントン 卓　　球 テ　ニ　ス（A・Bコート） 水　　泳 撞　　球	利用日時 昭和　　年　　月　　日 時　　分～　時　　分 利用人員 名
貸出希望用具		
筑波インターナショナルセンター記入欄		

※ Aコートとはプールの北側，Bコートは西側のものとする。

昭和　　年　　月　　日

殿

筑波インターナショナルセンター
総務課長
電話　02975－6－1111（代）

スポーツ施設・撞球室の利用について

このたびの昭和　　年　　月　　日当センタースポーツ施設・撞球室を利用したいとの申し出については，差支えありません。

なお，利用に際しては，当センターの利用基準に従って下さい。

別紙２

筑波インターナショナルセンター

スポーツ施設，撞球室利用予定表

	体育館				テニスコート				撞球室			
	代表者名 電話番号	利用時間	貸出用具	返納確認	代表者名 電話番号	利用時間	貸出用具	返納確認	代表者名 電話番号	利用時間	貸出用具	返納確認
		～				～				～		
月　日		～				～				～		
		～				～				～		
		～				～				～		
月　日		～				～				～		
		～				～				～		
		～				～				～		
月　日		～				～				～		
		～				～				～		
		～				～				～		
月　日		～				～				～		
		～				～				～		
		～				～				～		
月　日		～				～				～		
		～				～				～		
		～				～				～		
月　日		～				～				～		
		～				～				～		
		～				～				～		
月　日		～				～				～		
		～				～				～		

別添（4）

筑波インターナショナルセンター
図書資料の利用に関する規程

第1章　総　　則

（通　　則）

第1条　国際協力事業団　筑波インターナショナルセンター（以下「センター」という。）の図書資料室における図書，逐次刊行物その他の資料（以下「図書資料」という。）の利用は，別に定めるものを除き，この規程の定めるところによる。

（利用の方法）

第2条　この規程において，図書資料の利用とは，閲覧，貸出し及び複写をいう。

（利用者の範囲）

第3条　図書資料室を利用できる者の範囲は，次のとおりとする。

(1)　国際協力事業団（以下「事業団」という。）が受け入れた研修員

(2)　事業団職員等（事業団扱いの専門家及び青年海外協力隊員等を含む）

(3)　研修実施に係る講師及び研修委託先の関係者

(4)　利用目的が国際協力の理解並びに促進に資すると判断される官公庁の職員

(5)　特にセンター総務課長が認めた者

（開館時間）

第4条　開館時間は，次のとおりとする。

9時から　23時まで

2.　業務上特別の理由があるときは，前項の開館時間を変更又は休館することができる。

第2章　閲　　覧

（閲覧のできるもの）

第5条　センター経営課長が指定した図書資料については，開架方式により閲覧することができる。

（閲覧の場所）

第6条　閲覧は原則として図書資料室内の指定された場所で行うものとする。

第3章　貸　出　し

（貸出し継続）

第7条　図書資料（第5条に定めた以外のものをいう。以下同じ）は，次の方法により貸出しを受けることができる。

(1) 図書資料については，フロントに申し出て，図書資料貸出申込表に記入するものとする。

(2) フロントは，図書資料貸出簿に記帳された者について，原則として次により貸出しを行うものとする。但し貸出しは貸出日の前日午前中迄に申込んだ場合に限る。

毎週水，土曜日

（貸出しの制限）

第8条　「禁持出」の表示のある図書資料は，原則として貸出しを行わないものとする。

2. 図書資料の貸出しは，一貸出先について3点を限度とする。

（貸出し期間）

第9条　図書資料の貸出し期間は2週間以内とする。

2. センター総務課長は，図書資料について必要と認めるときは，貸出し期間内であっても当該図書資料の返納を求めることができる。

（返　　納）

第10条　貸出しを受けた者は，貸出し期間の満了又は貸出し期間中に返納を求められたときは，当該図書資料を速やかにフロントに提出し，返納確認を受けなければならない。

（利用者の保管責任）

第11条　貸出しを受けた者は，善良なる管理者の注意をもってその図書資料を保管しなければならない。

2. 貸出しを受けた図書資料は，転貸してはならない。

3. 貸出しを受けた図書資料を故意又は過失により亡失あるいはき損したときは，速やかにセンター総務課長に報告し，その指示により当該図書資料の現物弁済，若しくは相当の代価の弁償をしなければならない。

第4章　複　　写

（複写の申込み）

第12条　図書資料の複写を希望する者は，第7条の規定により当該図書資料の貸出しを受けるものとする。

（複写作業）

第13条　複写作業は，図書資料の貸出しを受けた者が行うものとする。

（複写経費）

第14条　複写に要する経費は，センター職員が業務上必要とする場合及びセンター総務課長が必要と認める場合を除き，利用者の負担とする。

（複写の制限）

第15条　図書資料の複写は，営利目的に利用してはならない。

（条文の準用）

第16条　複写に関しては，第8条より第11条までの各条項を準用する。

附　則　　この規程は，昭和59年4月14日より適用する。

別添（5）

車輌運転を依頼する場合の書式について

車輌使用の明確化を図るため，今後車輌運転業務を委託先へ依頼する際は，″専ら，車輌運転委託業務に従事する職員が，正規の勤務時間内に車輌運転をする場合を除き″，別紙様式によるものとする。

昭和56年6月20日

別紙様式

総務課長	課長代理	課　員	起案者

昭和　　年　　月　　日

ＴＢＳ筑波インターナショナルセンター事業所

統　括　主　任　殿

筑波インターナショナルセンター

総　務　課　長

車輌運転依頼書

運　転　者		使　用　者	
車輌の種別	乗用車　ワゴン　中型バス　大型バス		
運　転　日	月　日　時より 月　日　時まで		
行　　　先			
用　　　務			
備　　　考		依頼書受領印	

※　当依頼書は，車輌運転委託業務に従事する職員が，正規の勤務時間内に車輌運転をする場合を除く。

別添（6）

筑波国際農業研修センターの車輌を借用する場合の手続について

今後，当センターの用務の都合により，筑波国際農業研修センターの車輌を借用する場合は，別紙様式の　車輌使用申込書　によることに致しましたので，お知らせします。

昭和56年6月20日

別紙様式

総務課長	課長代理	課　員	起案者

昭和　　年　　月　　日

筑波インターナショナルセンター
総　務　課　長

車輌使用申込書

運　転　者		使用者(代表)	
使用車輌	中型バス　小型バス　乗用車　トラック		
使用月日	月　　日　　時より　　時まで		
行　　先			
用　　務		乗車総員数	人
備　　考			

上記の車輌使用を承認する。

筑波国際農業研修センター　総務課長　㊞